

保健支援業務共通仕様書
(令和6年度～令和8年度)

令和6年2月
健康福祉部

保健支援業務委託（令和6年度～令和8年度） 共通仕様書

1 目的

宇部市で行っている保健に関する個別の支援業務をひとつの事業として専門性を有する事業者へ委託することで、市民の多様なニーズに対して柔軟で質の高いサービスを提供し、もって宇部市の保健支援の充実を図り、健康長寿のまちづくりに寄与することを目的とする。

2 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

別紙 保健支援業務事業別仕様書（以下、「事業別仕様書」という）参照

4 業務の実施に必要な資格等

別紙「事業別仕様書」参照

5 業務の適切な実施に関すること

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 業務に必要な官公署の免許、許可、認可等を受けること。
- (3) 利用者の緊急時の安全対策に留意し、敷地内及び建物内での火災、犯罪、疾病等の防止に努めるとともに、緊急時対策、防犯、防災対策についてマニュアルを作成し、従事者に対する指導を行い、災害等の緊急時には、利用者の避難誘導、安全確保等を的確に行うこと。
- (4) 業務上取り扱う個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理を行い、個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受託者は本業務に従事する者に対して守秘義務を課すこと。また、この守秘義務は、業務終了後においても同様とする。
- (6) 本業務において作成された報告書等は、委託者に帰属するものとする。
- (7) これまでの当該業務の従事実績を踏まえ、当該業務に従事している人材に対して配慮すること。

6 再委託の禁止

業務を第三者に委託することは禁止する。

7 備品等の使用

受託者は、市と協議の上、業務の処理に必要な限度において、市の保有する備品等（ロッカー、パソコン、電話等）を使用することができる。

受託者は、備品等の使用及び保管には十分注意すると共に、市の備品に破損や紛失があった場合、受託者がこれを修理又は弁済すること。

8 委託料及び請求先

業務の委託料（以下「委託料」という。）の内訳は、人件費のほか、事業別仕様書に記載のある業務にかかる経費及び事務費とする。

単価契約以外の経費の内訳は以下のとおりとする。経費の計上に疑義がある場合は事前に市と協議すること。

費目	内訳	例
人件費	報酬、給与、職員手当、共済費、報償費	業務に従事した職員の給与、報酬、各種手当
旅費	旅費	講師旅費、会場までの交通費等
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料	事務用品、ガソリン代、教材費等
役務費	通信運搬料、手数料、保険料	郵送料、各種手数料、委託業務に対する活動保険料
使用料及び賃借料	使用料、賃借料	健康教室等の会場借り上げ料
備品購入費	備品購入費	什器類、長期使用に対応した物品（消耗品を除く）

委託料の請求先は下記の通りとする

業務名	請求先
1. 検診受診票等確認業務	健康福祉部 健康増進課
2. 国保保健事業実施業務	健康福祉部 保険年金課
3. 特定保健指導業務	山口県国民健康保険団体連合会 (事業別仕様書のとおり)

9 職員の資質の向上

受託者は、業務に必要なものだけでなく、職員に対して、接遇、人権啓発及び火災・地震等の緊急時の対応等、幅広い研修の機会を設けることとする。

10 公平性・中立性の確保

受託者は、業務を実施するに当たり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように十分配慮することとする。

11 提出書類等

受託者は、下記に掲げるものの他、市からの求めに応じて業務の遂行状況に関し、必要な書類を提出することとする。

なお、委託期間中に提出するものは次のとおりとする。

- (1) 年度当初
 - ア 事業計画書
 - イ 収支計画書
 - ウ 個人情報の取り扱いに関する責任体制及び管理責任者届出書
 - エ 業務従事者名簿（変更がある場合には、速やかに市に変更届出書を提出すること）
- (2) 毎月
 - ア 活動実施内容報告書（翌月10日までに提出）
- (3) 年度末（年度終了後30日以内）
 - ア 年間活動報告書
 - イ 収支決算報告書

12 資料の提供

市は、受託者が本業務を実現するに当たって必要と認める資料を、受託者に無償で貸与することとし、受託者は、提供を受けた資料が不要となったときは、速やかに市に返還しなければならない。

13 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき理由により、業務の処理に関して市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。なお、賠償すべき損害額は、別途協議の上定めるものとする。

受託者が委託業務の実施に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が市の責めに帰すべき理由による場合は、市が負担する。

14 疑義等の決定

本仕様書に定めのない事項について疑義等が生じたときは、市と受託者の協議により定めるものとする。

15 仕様書の変更等

本仕様書の記載事項をやむを得ず変更する必要があるときは、市と受託者の協議により、行わなければならない。